

令和2年度 〈水産林務部〉総合評価落札方式のガイドライン運用の改正概要

1 施工計画審査タイプにおける添付資料の削減

- NETIS掲載の新技术については、NETIS番号のみを記載し、カタログ等の資料の提出は不要とする。
また、NETIS掲載以外の新技术・新工法・特許工法等については、技術的所見毎に1枚までの提出とする。
※NETIS番号の不記載や番号の間違ひは評価しない。

2 円滑な事業執行への貢献【地域の守り手確保】

- 高度な技術を必要とする工事や自然環境に配慮する工事など、各(総合)振興局で指定する重点工事を受注し完成した場合、次年度の該当(総合)振興局の総合評価落札方式において、受注工事の内容や受注本数に応じて、円滑な事業執行への貢献度(地域貢献度)として、加點評価を行う。
※指名停止の措置、総合評価落札方式の不履行、重要な瑕疵による修補(損害賠償)請求があった場合は除く。

ポイントの設定と加點評価の例：各(総合)振興局で設定

工事種類	ポイント
高度な技術力を必要とする工事	0.50
自然環境に配慮する工事	0.50
市街地等で振動・騒音規制区域内の工事	0.25
点在型工事	0.25
僻地工事	0.25
その他各(総合)振興局で指定する工事 (緊急工事や災害復旧等で重要と判断)	0.25

ポイント数により加點

累計ポイント	加 点
1.00以上	1.00点加點
0.5以上1.0未満	0.50点加點
0.5未満	0.25点加點

※工事種類は、水産土木と森林土木では別評価とする

※ポイント数、指定工事、加點数は各(総合)振興局で設定し、『地域の守り手確保』の地域独自項目で評価

2 円滑な事業執行への貢献（評価の流れ）

